

新 BIS 規制を巡る諸問題

慶應義塾大学 池尾和人

わが国における BIS 規制に対する批判の多くは、BIS 規制そのものの欠陥によるというよりも、1990 年代における日本の銀行がおかれていた状況、および/あるいは、BIS 規制と日本の金融システムの古くささとの間の不適合性に起因するものだとみられる。

1980 年代以降、銀行活動の複雑化・高度化が急速に進展した。こうした状況下で、旧来的な command and control approach がもはや有効でないことは疑いない。銀行規制・監督に関しては、手法面にとどまらず、基本的な考え方（philosophy）のレベルから見直しが必要になった。その結果として、英米を先導に国際的な銀行規制・監督のフレームワークにおいて、金融システムの安定確保が最終目標であることには、従来と変わりがないものの、中間目標は「銀行をつぶさない」ことから「問題銀行の早期発見・早期隔離」に変更された。こうした銀行規制・監督のフレームワーク転換に自覚的でなければならない。

銀行活動が複雑化・高度化した結果、活動内容それ自体に監督当局が口を挟むことは不適切なことになっており、銀行自身の選択に委ねるしかない。その代わり、選択の結果に責任がもてるだけの財務体力を求めるとというのが、自己資本比率規制の基本的な発想である。そして、負担しているリスク量との相対でみて財務体力が不足気味になった銀行に対しては、何らかの是正措置が発動されるというのが、BIS 規制的な枠組みである。

明らかに、こうした BIS 規制的な枠組みは、銀行部門全体としては健全で、その中で個別的に問題銀行が出現する可能性があるような「平時」を想定している。そして、「平時」である限り、BIS 規制的な枠組みは正しく、批判される筋合いのものではない。

しかしながら、1990 年代のわが国の銀行部門は、そうした「平時」の状況にはなかった。システム・ワイドな負のショックが加わった結果、ほとんどすべての銀行の財務体力が脆弱化した状態にあった。けれども、わが国政府は、「非常時」であることを認めようとせず、「平時」であると装おうとし続けていた。そのために、「平時」の BIS 規制が「非常時」の銀行部門に対して適用されることになった。

このことが、いくつものごまかしと悲喜劇的な作用を生むことになった。それゆえ、後知恵的に言うと、「非常時」においては、BIS 規制を一時棚上げに

しても、銀行部門全体の資本不足状況を是正することに全力を集中すべきであったかもしれない。ただし逆に、現在、本当に日本の銀行部門が平時の状況になってきているのであれば、これからの方が BIS 規制的な枠組みは尊重されるべきだということになる。

もっとも、たとえ平時でも、BIS 規制は日本の金融システムのアーキテクチャーと相性の悪いところがある。すなわち、BIS 規制は、オリジネーション機能と資産保有（資産運用）機能のアンバンドリングを想定しており、それが進んでおらず銀行部門にリスク負担が集中するような構造とは両立しがたい面を持っている。ただし、この際に、いずれが正されるべきかといえば、BIS 規制ではなく、銀行部門にリスク負担が集中する構造の方であろう。